

少人数私募債の発行による改善法

経営者自身の役員報酬を多く計上することは法人税の節税になり、かつ第三者に社外流出することなく、経営者個人の手許に残ることで、借入金の返済余力のアップにもなる理由から、融資の際には銀行からも歓迎されていた時もありました。

現在の融資の判断基準は、格付け重視になり、役員報酬を必要以上に多く計上することは、自己資本比率を減少させることになり、融資の審査において不利な結果をもたらしかねません。

一方、わが国の財政状況から、会社と個人の双方に社会経費の大きな負担を強いなければならない時代になり、多額の報酬を経営者がもらうことは、それだけ大きな税負担も強いなければなりません。

経営者自身の報酬の総額よりも、経営者自身が自由に使える可処分所得を増やすことの方が重要になりました。

経営者の可処分所得をアップする活用例

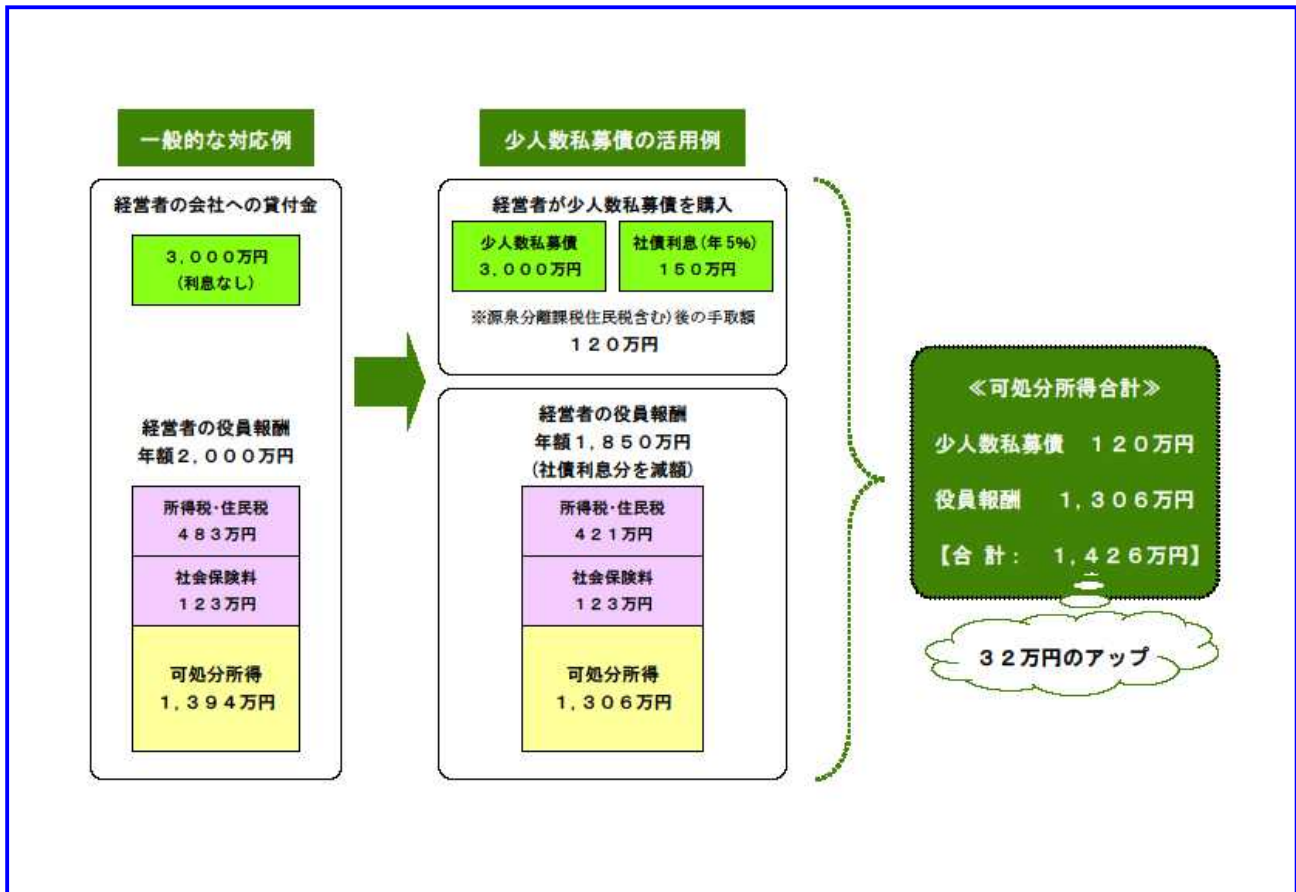
わが国の所得税法は、個人の所得が増加するほど、より高い税率を課する累進課税制度のため、役員報酬を増額すると、それに関連して所得税や社会保険料もアップするようになっていきます。

一方、預金利息などは、源泉徴収によって納税し、これにて課税関係を完結させる源泉分離課税（20%）のため、確定申告の必要がありません。

社外からの資金調達としての手段だけでなく、この源泉分離課税の仕組みを利用して、経営者個人の可処分所得を増やすのが、少人数私募債の発行による社債利息収入です。

経営者個人からの借入金に対しては、利息を付けないのが通常です。これは、その利息を経営者個人の収入にしてしまうと確定申告（雑所得）をする必要があり、累進課税によるさらなる税負担になるからです。それよりは、その利息分も含めて役員報酬にした方が税務上有利だからです。

これを、さらに有利にするのが、少人数私募債を発行し、これを経営者自身も購入し、その利息相当分の役員報酬を減額することで、累進課税と分離課税との差額を経営者個人の可処分所得として増やすことができます。



本誌の内容の一部あるいは全部を無断で複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体、コンピュータネットワーク上などへ入力することは、法律で認められた場合を除き、著作者の権利侵害になります。